

## 8 介護サービス事業

### 第1 概要

#### (1) 制度

介護サービス事業は、平成12年4月に導入された介護保険制度に基づく事業で、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みとして、また、給付（サービス）と負担の関係が明確な社会保険制度として導入された。ここでは、介護報酬により施設の運営費及び整備費が賄われる図表1の施設を対象としている。

図表1 介護サービス事業 施設一覧

施設名	概要
指定介護老人福祉施設	常時介護を必要とする利用者に対し、入浴、食事等の介護、その他日常生活の世話等を行う施設 介護保険法第48条第1項第1号に基づく施設
介護老人保健施設	病状の安定期の利用者に対し、治療より看護や介護を中心に行う施設 介護保険法第8条第25項に基づく施設
老人短期入所施設	施設に短期間入所し、日常生活上の世話等を行う施設 老人福祉法第20条の3に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
老人デイサービスセンター	利用者に対し、通所により入浴、給食等のサービスを提供する施設 老人福祉法第20条の2の2に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
指定訪問看護ステーション	看護師等を訪問させ、看護に重点を置いた看護サービスを提供するための拠点施設 健康保険法第89条に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設

#### (2) 事業数等

介護サービス事業の数は、18事業（法適用1事業、法非適用17事業。）で、前年度と同数である。これを経営主体別にみると、市営12事業、町営4事業及び一部事務組合営2事業となっている（図表2）。

また、施設数は34施設であり、指定介護老人福祉施設8(23.5%)、介護老人保健施設2(5.9%)、老人短期入所施設8(23.5%)、老人デイサービスセンター10(29.4%)及び指定訪問看護ステーション6(17.6%)となっている（図表3）。

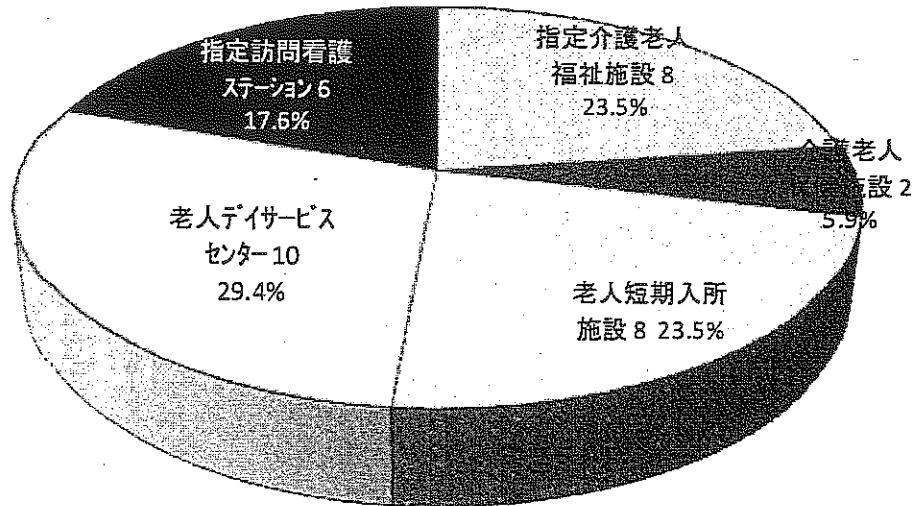
図表2 介護サービス事業の事業数

区分 経営主体	平成22年度				平成23年度				対前年度 比較 (B)-(A)		
	法適用 事業		法非適用 事業		計 (A)		法適用 事業			法非適用 事業	
市	(-) -	(12) 12	(12) 12	(-) -	(12) 12	(12) 12	(0) 0				
町	(1) 1	(2) 3	(3) 4	(1) 1	(2) 3	(3) 4	(0) 0				
一部事務組合	(-) -	(2) 2	(2) 2	(-) -	(2) 2	(2) 2	(0) 0				
計	(1) 1	(16) 17	(17) 18	(1) 1	(16) 17	(17) 18	(0) 0				

(注)1. ( )書は、経営主体数である。

2. 介護サービス事業の事業数は、会計単位で捉えている(1つの自治体に2つの会計を有する場合、事業数は2となる。)

図表3 介護サービス事業の施設数  
(平成23年度 34施設)



また、介護サービス事業の経営形態を図表1の施設の種別(5施設)にみると、直営で行っている施設は全施設の41.2%に当たる14施設(前年度15施設)、指定管理者制度を導入している施設は全施設の58.8%に当たる20施設(前年度20施設)である。指定管理者制度の内訳は、代行制が11施設(前年度12施設)、利用料金制が9施設(前年度8施設)となっている(図表4)。

図表4 介護サービス事業の経営形態の推移

区分 経営形態	平成22年度			平成23年度			対前年度 比較 (B)-(A)
	法適用 事業	法非適用 事業	計 (A)	法適用 事業	法非適用 事業	計 (B)	
直営	2 (5.7)	13 (37.1)	15 (42.9)	2 (5.9)	12 (35.3)	14 (41.2)	△ 1
指定管理者制度	-	20 (57.1)	20 (57.1)	-	20 (58.8)	20 (58.8)	0
うち代行制	-	12	12	-	11	11	△ 1
うち利用料金制	-	8	8	-	9	9	1
計	2 (5.7)	33 (94.3)	35 (100)	2 (5.9)	32 (94.1)	34 (100)	△ 1

(注) 本表は、図表1の施設の種別(5施設)に、集計したものである。

## 第2 経営状況

### (1) 全体の経営状況

介護サービス事業の収支の状況を見ると、全18事業が黒字であり、収支は1億16百万円(前年度1億30百万円)の黒字となっている(図表5)。

図表5 全体の経営状況

(単位:千円)

年度 項目 区分	22年度(A)			23年度(B)			差引(B)-(A)		
	法適用 事業	法非適用 事業	合計	法適用 事業	法非適用 事業	合計	法適用 事業	法非適用 事業	合計
(事業数)	(1)	(17)	(18)	(1)	(17)	(18)	(0)	(0)	(0)
黒字額	25,163	104,454	129,617	13,605	102,230	115,835	△ 11,558	△ 2,224	△ 13,782
(事業数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
赤字額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(事業数)	(1)	(17)	(18)	(1)	(17)	(18)	(1)	(0)	(0)
収支	25,163	104,454	129,617	13,605	102,230	115,835	△ 11,558	△ 2,224	△ 13,782

(注) 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く)である。

## ア 収益的収支

総収益は36億13百万円で、前年度(40億52百万円)に比べ4億39百万円、10.8%の減少となっている。一方、総費用は35億80百万円で、前年度(40億61百万円)に比べ4億81百万円、11.8%の減少となっている(図表6)。

## イ 資本的収支

資本的支出は6億29百万円で、前年度(6億14百万円)に比べ15百万円、2.6%の増加となっている。うち建設改良費が13百万円で、前年度(4百万円)に比べ9百万円、227.6%の増加、地方債償還金が6億14百万円で、前年度(6億9百万円)に比べ5百万円、1%の増加となっている。

これに対する資本的収入は、6億15百万円で、前年度(5億91百万円)に比べ24百万円、3.9%の増加となっており、収入額の99.3%が他会計繰入金である(図表6)。

## ウ 実質収支

実質収支をみると、全18事業(前年度100.0%, 18事業)が黒字事業で、実質収支は1億16百万円(前年度1億30百万円)の黒字となっている(図表6)。

## エ 収益的収支比率

収益的収支比率は、総収益は増加したが、総費用及び地方債償還金も増加したため、前年度から0.7%減少し、86.1%となっている(図表6)。

図表 6 介護サービス事業の経営状況

(1)年度別推移

(単位:千円)

		H21	H22	H23	対前年度増加率
			(a)	(b)	(b)-(a)/(a)
収益的 収支	総 収 益 (A)	3,954,447	4,052,064	3,612,878	△10.8%
	料 金 収 入	3,251,291	3,300,860	2,850,322	△13.6%
	他会計繰入金	555,949	592,035	613,120	3.6%
	総 費 用 (B)	3,959,582	4,060,520	3,579,541	△11.8%
	職 員 給 与 費	1,252,324	1,161,440	1,270,276	9.4%
	支 払 利 息	174,802	163,054	151,072	△7.3%
収 支 差 引 (C)=(A)-(B)		△ 5,135	△ 8,456	33,337	494.2%
資本的 収支	資 本 的 収 入 (D)	609,440	591,199	614,507	3.9%
	地 方 債	0	0	0	-
	他会計繰入金	609,440	591,199	610,482	3.3%
	資 本 的 支 出 (E)	627,522	613,550	629,469	2.6%
	建 設 改 良 費	27,373	3,945	12,925	227.6%
	地 方 債 償 還 金	597,740	608,512	614,300	1.0%
収 支 差 引 (F)=(D)-(E)		△ 18,082	△ 22,351	△ 14,962	33.1%
収 支 再 差 引 (G)=(C)+(F)		△ 23,217	△ 30,807	18,375	159.6%
収 益 的 収 支 比 率		86.8%	86.8%	86.1%	△0.8%
積 立 金 (H)		28,655	7,333	54	△99.3%
前年度からの繰越金 (I)		212,911	167,757	97,514	△41.9%
前年度繰上充用金 (J)		0	0	0	-
形 式 収 支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		161,039	129,617	115,835	△10.6%
翌年度繰越財源 (L)		0	0	0	-
実質収支 (M)=(K)-(L)		161,039	129,617	115,835	△10.6%
職 員 数		236	243	243	-
施 設 数・(事業数)		18	18	18	-
実質収支黒字団体		7	9	9	-
実質収支赤字団体		1	0	0	-
実質収支0の団体		10	9	9	-

(注)1. 介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。

2. 法適用事業と法非適用事業の合計。

## (2) 介護サービス施設種別

(単位:千円)

		指定介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	老人短期 入所施設	老人デイサービス センター	指定訪問看護 ステーション	計
収益的 収支	総 収 益 (A)	1,612,785	914,038	304,415	633,225	148,415	3,612,878
	料 金 収 入	1,397,648	539,388	275,710	546,716	90,860	2,850,322
	他会計繰入金	197,140	271,364	24,398	62,692	57,526	613,120
	総 費 用 (B)	1,610,014	926,280	295,530	605,199	142,518	3,579,541
	職員給与費	471,866	569,339	36,920	68,555	123,596	1,270,276
	支払利息	39,767	83,973	7,591	19,741	0	151,072
収支差引(C)=(A)-(B)		2,771	△ 12,242	8,885	28,026	5,897	33,337
資本的 収支	資本的収入(D)	241,098	198,636	45,038	129,735	0	614,507
	地方債	0	0	0	0	0	0
	他会計繰入金	241,098	198,636	45,038	125,710	0	610,482
	資本的支出(E)	245,395	198,636	47,474	137,964	0	629,469
	建設改良費	4,297	155	301	8,172	0	12,925
	地方債償還金	241,098	198,481	45,038	129,683	0	614,300
収支差引(F)=(D)-(E)		△ 4,297	0	△ 2,436	△ 8,229	0	△ 14,962
収支再差引 (G)=(C)+(F)		△ 1,526	△ 12,242	6,449	19,797	5,897	18,375
収益的収支比率		87.1%	81.3%	89.4%	86.2%	104.1%	86.1%
積立金(H)		0	0	0	54	0	54
前年度からの繰越金(I)		15,220	34,765	22,553	20,589	4,387	97,514
前年度繰上充用金(J)		0	0	0	0	0	0
形式収支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		13,694	22,523	29,002	40,332	10,284	115,835
翌年度繰越財源(L)		0	0	0	0	0	0
実質収支(M)=(K)-(L)		13,694	22,523	29,002	40,332	10,284	115,835
職 員 数		83	120	4	15	21	243
施設数・(事業数)		8	2	8	10	6	18
実質収支黒字団体		2	2	2	3	1	9
実質収支赤字団体		0	0	0	0	0	0
実質収支0の団体		6	0	6	7	5	9

(注)1. 介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。

2. 法適用事業と法非適用事業の合計。

## オ 職員数

職員数は243人で前年度(243人)と横ばいで推移している。これを職種別にみると医師は8人、前年度(7人)に比べ1人、14.3%増加しており、介護職員が138人で、前年度(137人)に比べ1人、0.7%増加している。また、介護支援専門員は9人で、前年度(10人)に比べ1人、10.0%減少しており、事務職員は10人で、前年度(11人)に比べ1人、9.1%減少している。それ以外の看護職員、理学療法士又は作業療法士、その他職員は横ばいで推移している(図表7)。

図表7 職員数の状況(法非適用事業)

(単位:人%)

職種	年度	H21	H22	H23	対前年度増加率		
					H21	H22	H23
医師		2	7	8	-	250.0	14.3
看護職員		54	51	51	12.2	▲ 5.6	-
介護職員		133	137	138	-	3.0	0.7
介護支援専門員		10	10	9	▲ 9.1	-	▲ 10.0
理学療法士又は作業療法士		8	8	8	-	-	-
事務職員		10	11	10	11.1	10.0	▲ 9.1
その他職員		19	19	19	5.9	-	-
計		236	243	243	3.1	3.0	-

## 第3 今後の課題

介護サービス事業は、それぞれの実情に応じ、地方公共団体自ら設置、運営していくもので、様々な事業形態が存在している。高齢化が進み、介護サービス事業に対する要求が高まる中においても、公営事業として運営していく以上、その施設の設置、運営に当っては、独立採算による経営が原則である。現在、全事業が黒字事業であるが、収支均衡を図るため他会計から繰入れを行っている事業も多いことから、繰入金が多額にならないように留意しつつ、今後、介護サービスの提供の在り方の検討を行っていく必要がある。